

事務連絡
令和2年10月5日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた 御中
各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

高等学校及び中等教育学校における「通級による指導」
実施状況調査の実施について（依頼）

日頃より特別支援教育の振興に御尽力を頂き、誠にありがとうございます。
さて、令和2年9月11日付けで発出した事務連絡「令和2年度『特別支援教育に関する調査』の一部中止等について」において事前にお知らせしたとおり、下記のとおり「高等学校及び中等教育学校における『通級による指導』実施状況調査」を実施しますので、御協力くださるようよろしくお願いいたします。
各都道府県教育委員会におかれては、お手数ですが、各都道府県の私立学校担当課と域内の高等学校及び中等教育学校を設置する市区町村（指定都市を除く。）教育委員会へ依頼等くださるよう併せてお願いします。

記

1. 目的

高等学校及び中等教育学校（後期課程）においても通常の学級に在籍している障害のある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障害に応じた特別の指導を特別な場で行うことが平成30年度から実施可能となったことを踏まえ、高等学校及び中等教育学校における「通級による指導」の実施状況を把握し、その環境整備に努める。

2. 対象

全ての高等学校及び中等教育学校（課程の別及び国公私立の別を問わない。）
ただし、専攻科及び別科については対象外とする。

3. 方法

高等学校及び中等教育学校においては、別紙2の「回答要領」に基づき令和2年10月30日（金）までに直接WEBフォームから回答すること。
具体的な調査方法については別紙1の「実施要領」のとおりとする。

4. その他

次年度以降の調査内容については、引き続きスクラップ&ビルドの観点から精査を行うとともに、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、調査の取扱いも含め検討する予定である。

【本件連絡先】
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
電話 03-5253-4111（内線 3967）